

国民年金「学生納付特例制度」 申請は毎年度必要です

学生であっても、20歳になると国民年金に加入しなければなりません。平成27年度の国民年金保険料は月額15590円です。納付が困難な学生の方には、学生本人の所得（平成26年中）が基準額以下の場合、申請し承認されると、保険料の納付が猶予される学生納付特例があります。

学生納付特例を希望する方は、年金手帳・学生証（コピー可）・印鑑をお持ちの上、伊奈庁舎国民年金課または谷和原庁舎市民窓口課で、申請をしてください。

ただし、日本年金機構からはがき形式の学生納付特例の申請書が送付されている方は、必要事項を記入し、郵送するだけで申請が可能です。
※20歳以上の学生であった期間は、2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

基準額とは？

学生本人の平成26年中の所得が、118万円＋（扶養親族などの数×38万円）＋社会保険料控除などの合算以下であれば申請は可能です。

どんな学校が対象なの？

学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、

社会人になってからでも10年以内であればさかのぼって納めることができます。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に納付する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります。

申請後はどうするの？

申請をすると、承認または却下の結果通知が日本年金機構から郵送されます。申請中に納付書や催告書などが送付される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

58 伊奈庁舎国民年金課
2111（内線1186）

固定資産税の縦覧ができます

固定資産税・都市計画税の納税者の方は、固定資産税課税台帳に登録された土地や家屋などを、縦覧帳簿により縦覧することができます。これにより、納税者の皆さんが、他の土地や家屋の価格との比較ができます。

○『土地家屋価格等縦覧帳簿』
（所在・地目・地積・種類・面積・構造・評価額などが分かるもの、所有者の記載なし）により、他の物件を縦覧できます。

○自己の資産については、これまでどおり名寄帳の閲覧ができます。

○借地人、借家人なども、対象となる物件の閲覧や証明を請求できます。
※縦覧・閲覧を申請する場合は、納税者や借地・借家人であることを証明できるものを用意してください（代理人の場合は委任状が必要です）。

▼縦覧期間 4月1日（祝）～30日（祝）
午前8時30分～午後5時15分
（土、日、祝日を除く）

▼縦覧場所 伊奈庁舎税務課

11 伊奈庁舎税務課
58・2111（内線1135～1137）

電子レンジの取扱説明書に「突沸」に注意するようにと書かれていましたが、「突沸」とは何ですか。（50代・女性）

電子レンジでやけど？

A みそ汁やコーヒーなどを加熱した時に、まれに沸点を超えても沸騰しないことがあります。この状態で何らかの刺激が加わると、突然爆発するように中身が飛び出すことがあります。これが「突沸」です。「突沸」は前触れなく起こるため、やけどを負う恐れがあります。

電子レンジで飲み物を温める時は、温めすぎに注意しましょう。

取り出した時の振動や、取り出した後に、砂糖を入れるなどの小さな刺激がきっかけで「突沸」が起こることもあります。温めすぎてしまった飲み物はすぐに取り出さず、1～2分、庫内で冷ましてから扉をあけましょう。

また、ガスコンロやIHクッキングヒーターでも「突沸」は起こります。みそ汁やカレーなど、とろみのある食品は特に注意が必要です。温め直す時は火力を弱めにし、かき混ぜながら行いましょう。

飲み物や汁物の突沸

消費生活センターイメージキャラクター『まみりん』



問 市消費生活センター
（谷和原庁舎1階）
3288